

商品売買契約書

大槻電気通信株式会社(以下「甲」という)と、_____ (以下「乙」という)とは、物品の売買に関し、以下のとおり契約する。

第1条(目的)

甲は、その所有する下記の物品(以下「商品」という)を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。目的となる物品は次のとおりとする。

品名
数量

第2条(引渡し)

商品の引渡しは、平成____年____月____日限り、乙の指定場所においてなすものとする。指定場所は以下のとおりとする。

指定場所

第3条(単価および売買代金総額)

売買代金の総額は金_____円(税別)とし、前項の引渡しの翌月20日までに、甲の指定した口座に振り込むものとする。

第4条(所有権移転)

商品の所有権は、前条による売買代金総額の振込がなされたとき、甲から乙に移転するものとする。

第5条(危険負担)

商品の引渡し完了した後、乙の検査期間を30日間とし、この期間が満了する前において、物品の滅失、毀損、その他一切の損害があった場合には、甲がその責任を負担する。

2 ただし、乙の責めに帰すべき場合、および乙の検査に合格した場合、または乙が異議を述べずに受領した場合を除くものとする。

3 乙の検査期間を満了した後に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由を除き、乙の負担とする。

第6条(契約違反による解除)

当事者の一方が本契約の条項の一に違反したときは、他の当事者は、何ら事前の催告なく、本契約をただちに解除できるものとする。また、被った損害に対し、賠償請求することができる。

第7条（不可抗力）

天災地変、その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約の全部または一部が履行不能となったときは、この契約はその部分について、当然に効力を失う。

第8条（連帯保証人）

乙は、甲から要請があったときは、甲の認める連帯保証人を立て、かかる連帯保証人に、甲に対する乙の債務を乙と連帯して保証させるものとする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第10条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（住所） 福島県郡山市田村町金屋字上川原286

（名称） 大槻電気通信株式会社

代表取締役 大槻 努

乙（住所）

（名称）